

令和元年 第3回定例道議会 9月24日 一般質問
～北海道議会 会議録より～

八. 産業用ヘンプ活用の推進について

質 問	答 弁
<p>(広田議員) 次に、産業用ヘンプの活用推進について伺います。 昨年3月、道が設置した産業用大麻可能性検討会の報告書がまとめられました。 これは、前知事の公約事項でもあり、道議会においても推進に向けて全会一致で決議があったと承知をしています。 産業用ヘンプ栽培の推進について、この報告の意義をどのように受け止め、今後どのように対応すべきと考えるか、知事の所見を伺います。</p>	<p>(知事) 最後に、産業用ヘンプについてであります。産業用ヘンプは、大麻取締法により、所有や栽培が厳しく制限される一方、食品や工業用製品への利用が期待されることから、道では、平成25年に有識者などによる検討会を設置し、6年間にわたり調査や検討を重ね、本年3月、産業用ヘンプの作物としての可能性などについて、報告書を取りまとめたところであります。 報告書では、衣類の素材や住宅用建材などとしての可能性が期待できるものの、麻薬成分の検査体制の整備や安定的な種子の確保、さらには、農業経営における収益性など、多くの課題が示され、道といたしましては、現時点において、産業用ヘンプの推進は難しいものと考えております。 一方、現在、道内では、民間団体を中心に今後の産業化を目指した検討の取組も見られることから、こうした取組に対し、道として、必要な情報を提供するなどの支援をまいります。</p>
<p>【指摘】 産業用ヘンプについて 知事からは現時点において道として産業用ヘンプ推進は難しいとの見解が示されました。 残念ながら知事の認識不足と指摘せざるを得ません。 産業用ヘンプよりハードルが高いと思われた医療用大麻に関しても今年の3月、公明党の秋野公造参議院議員の質問によりてんかんの治療薬として大麻の治験が認められました。 医薬品としての使用や輸入は依然として大麻取締法で禁じられておりますが、付け加えますと秋野参議院議員は医学博士でもあり厚労省のご出身でもあります。 潮目は確実に変わるはずで、 抜いても抜いても北海道に生えてくる野生大麻をその科学的成分の検査もせず、道庁職員や自治体職員に手弁当であるいは公費で抜き取り作業をさせながら、これからも将来にわたって北海道では、ヘンプを栽培することができずヘンプの種子や製品を海外から調達することになるのでしょうか。 知事がやるべき仕事は、自動車メーカーや医薬品会社のニーズを把握し、必要な科学的調査や試験栽培などができるよう取り組むことではないかと考えます。 産業用大麻の栽培の許可権限は知事にあります。 知事のおっしゃるとおり困難はある。 しかし越えられない壁ではありません。 これからの産業おこしは、北海道の自立と地球環境保全に貢献するためのものではなくてはならないわけです。 その重要な課題の一つとして取り組むべきであると指摘をしておきます。</p>	